

今月の税金

心とゆくもりが届く

No.370

2017

8 AUGUST



今月のお知らせ

暑中お見舞い申し上げます

お盆休みのお知らせ 8/14(月)~8/16(水)

- ◆ ふるさと納税の高額返礼品に総務省が待った！
- ◆ 法人登記・債権回収セミナー 8月25日(金)開催 **参加受付中**
- ◆ 取締役・監査役の任期
- ◆ 時間外労働と36(サブロク)協定
- ◆ はしやすめ ・全国的に砂浜の減少 長崎でも千々石海水浴場閉鎖
- ◆ 税務まめ辞典 ・協賛金の勘定科目と消費税



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡 恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19

TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068

メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp

ホームページアドレス

<http://www.shima-kaikei.co.jp>

ふるさと納税の高額返礼品に総務省が待った！



ふるさと納税はここ3年で急激に増加

2008年にスタートした「ふるさと納税」も人気は年々高まり2016年には寄付件数が1271万件、寄付総額は2844億円と、前年の1.7倍を超え過去最高を記録しています。ちなみに2008年が5.3万件で寄付総額は81億円ですから9年で約35倍も増えたこととなります。

受入額が27年は42億円、28年が73億円と2年連続で1位となった宮崎県都城市は寄付金の6割近くを高級和牛や焼酎で返礼（寄付金100万円で1升瓶の黒霧島1年分）、2位の長野県伊那市はパナソニックやオリンパスの工場があることからテレビやカメラ、掃除機などの家電で人気を集めました。

全国の各自治体では、本来納められるはずの税金が、返戻金目当てで他の自治体へ流失した分を取り戻そうと様々な工夫を凝らし、中には商品券を返礼品とする自治体も出てきており、「ふるさと納税争奪戦」はますますヒートアップしています。

高額返礼品は自粛傾向もまだ間に合う

寄付する側には喜ばしい限りの争奪戦に水を差すように、総務省は今年4月に「金銭類似性の高いもの（プリペイドカードや商品券など）」「資産性の高いもの（電子機器や家具など）」「寄付額の3割を超える高価なもの」は送らないように全国の自治体に通知しました。「通知」に拘束力はなく、是正していない自治体もありますが、全国的には見直しがされているようです。その結果、寄付額がすでに前年を大きく下回る自治体も出てきています。

「生まれ育った故郷へ恩返しできる」「自分が応援したい自治体を選べる」といった趣旨で始まったはずのふるさと納税が、いつの間にか、返礼品目当ての争奪戦になってしまったのは残念ですが、ここまで飛躍的に寄付額が増えた背景には、厳しい財政状況の中、少しでも財源を確保しようとした自治体の頑張りが大きく影響しています。故郷に関係ないような行き過ぎた返礼品は是正すべきですが、通知をきっかけに縮小されるのでは、せっかく定着しつつあった制度が台無しです。お目当ての返礼品がなくなる前に、今年ふるさと納税を検討されてみてはいかがでしょうか。

法人登記・債権回収セミナー 8月25日(金)開催 参加受付中

法人の事業所においては設立時や役員の変更等、融資の際の抵当権設定など何かと司法書士の先生にお世話になる機会があるかと思います。

今回は司法書士の倉科聡一郎先生にお願いして、税理士事務所では目が行き届きにくい登記にまつわる話や会社経営に大きく関わる債権回収についてのお話しをしていただきたいと思い下記のとおりセミナーを開催いたします。猛暑が予想されるさなかではありますが関与先の皆様にはぜひご参加いただきたくご案内申し上げます。

📌 日時：平成29年8月25日（金）午後1：30～3：00

📌 場所：当事務所1階会議室

📌 講師：司法書士 倉科聡一郎先生（長崎県司法書士会 佐世保支部 司法書士くらしな事務所所長）

📌 申込：8月22日（火）までにお電話にてお申し込みください（ただし定員30名まで）

📌 費用：無料



セミナーの主な内容

- ・法人や取締役の住所等の変更があった場合に、いつまでにどのような登記が必要か
- ・登記を怠った場合、罰金や罰則があるのか
- ・売掛金や貸付金をなかなか払ってくれない方から簡単に回収出来る方法がないか
- ・債権が時効にならないために注意すべき点 など

取締役・監査役の任期



取締役・監査役の任期は最長10年

平成18年に会社法が改正され、これまでの有限会社は廃止され「特例有限会社」となり、新たに会社を設立する場合に有限会社は設立できなくなりました。

その代わりに、株式会社の設立はこれまで資本金1千万円以上、取締役3名以上、取締役の任期2年などの制限がありましたが、**資本金1円以上、取締役1人以上、取締役・監査役の任期最長10年、取締役会・監査役の設置不要**などに緩和されています。

既存の株式会社でも、自社株に株式譲渡制限を定めている会社（多くの中小企業が該当）であれば定款を変更して取締役・監査役の任期を最長10年まで伸ばすことができます。（監査役は定款を変更して廃止することも可能）

会社法が改正されて間もない頃に株式会社を設立している事業所で、**取締役の任期を10年としている事業所はそろそろ再任等の登記が必要となりますので注意してください。**

なお、有限会社（特例有限会社）の取締役については任期の上限はありません。

任期を長くした場合のメリット・デメリット

取締役や監査役の登記にかかる費用は登録免許税を含めて3万～4万円程度となりますので、**株主の入れ替わりがない同族会社の場合はなるべく長い任期にした方が費用は少なく済みます。**

任期を長くした場合に注意が必要なのは身内以外の方が取締役や監査役となっているケースです。**役員間でトラブルが生じた場合には株主総会で「解任」することができますが、解任に正当な理由がない場合は損害賠償を請求され、残りの任期分の役員報酬を支払わなくてはなりません。**もちろん身内だからと言ってトラブルがないわけではありませんので、取締役・監査役の選任や任期については慎重に考えましょう。

時間外労働と36(サブロク)協定

36協定とは、正式には「時間外・休日労働に関する協定届」といいます。労働基準法第36条が根拠になっていることから、一般的に「36協定」と呼ばれています。

会社が法定労働時間(1日8時間1週40時間)以上の残業や法定休日出勤を従業員に課す場合には、本来は労使間で「時間外労働・休日労働に関する協定書」を締結し、労働基準監督署に届け出ることになっています。

もしこの「36協定届」を労働基準監督署に届け出ずに従業員に時間外労働をさせた場合は、労働基準法違反となります。

●労働時間を延長できる限度

期間	一般の労働者	1年単位の変形労働時間制の対象者
1週間	15時間	14時間
2週間	27時間	25時間
4週間	43時間	40時間
1ヶ月	45時間	42時間
2ヶ月	81時間	75時間
3ヶ月	120時間	110時間
1年間	360時間	320時間

●特別条項付の36協定で限度時間超が可能

通常よりも多くの受注があったり、機械の故障や突発的なトラブルの処理などでどうしても左記の限度時間を超えた残業や休日出勤が発生してしまうことがあります。その場合は、「特別条項付の36協定届」の届け出をすることで、左記の限度時間を超えた延長時間を設定することができます。

具体的には36協定届の余白に理由と延長時間を明記します。これにより、特別条項の範囲内で36協定届に記載された限度時間を超えることが可能になります。

ただし、この特別条項はあくまで臨時的措置であり、これが認められるのは年間で6ヶ月(6回)以下までです。

最近の過労死の問題を受けて政府は残業時間の上限を「月100時間未満」に改正する予定です。

はしやすめ

全国的に砂浜の減少 長崎でも千々石海水浴場閉鎖



世界で起きている SAND WAR (砂の戦争) 知っていますか

最近、全国的な問題として砂浜消失のニュースが取り上げられています。千葉県の九十九里浜にはかつて海水浴場が 36 カ所あったものの砂浜の減少で現在は 22 カ所にまで減少していると報じられています。長崎の千々石海岸でも砂浜消失の海水浴場が今年閉鎖されました。白砂青松とは、白い砂と青々とした松(主にクロマツ)により形成される、日本の美しい海岸の風景のたとえですが今その存続が危機に曝されています。

砂浜海岸の侵食は、地盤沈下や地殻変動に伴う陸地の沈降を除くと、海岸での土砂バランスが崩れることに起因して生じると言われます。ある海岸で移動している沿岸漂砂量に比べ、河川や海食崖からの供給土砂量が減少すればそこでは侵食が起こります。主に漂砂を供給する河川も川を伝わって海へ流れ出ていく砂がダムにせき止められたり、海岸では海底の砂を陸に運ぶ役割の波が防波堤に強くぶつかると、海食崖からの砂を供給できないうえに、沖合に引いていく際にもっと多くの砂を浜からえぐり取ることなどが原因となります。

砂と人の生活に関係深いのが水、砂が浄化した水が人の口に入ります。日本の水道水の8割以上、世界でも多くの国が、砂に水をくぐらせることで浄化しています。浄水場の濾過池に 0.6mm前後の大きさの砂を深さ 60 センチほど敷き詰めるのが一般的です。しかし、その砂はほとんどが輸入品です。

砂は、多くの砂を必要とするコンクリートなどの建築資材をはじめ、光ファイバーやパソコン、携帯電話の製造に欠かせない原料で、様々な飲料品に含まれる二酸化ケイ素の原料でもあり、人間の生活に大きく関係しています。

不足する砂の利権をめぐる争奪戦は、「SAND WAR(砂の戦争)」と言われています。「サンドマフィア」も暗躍し、驚くことに世界の海岸からすで70%近い砂が姿を消しているとも言われます。何万年もかけて堆積した海底の砂を根こそぎ採ることは、海底の生態系を壊滅させます。また海砂が失われると、残った陸に近い砂が海底へと移動し始め、海の中へ引き込まれるように砂浜がのみこまれていく現象も起きているようです。いろいろ難しい課題が世界で山積しています。

税務まめ辞典

協賛金の勘定科目と消費税

8月は何かと行事も多く事業主にとって協賛金の支出もあるのではないのでしょうか。協賛金は、地域や同業者の間でのお祭りなどのイベント・催し物・企画や事業などに賛同した場合に支払います。

この協賛金の処理は、支払う側からはその性質に応じて「**広告宣伝費**」「**交際費**」「**寄付金**」の3つの勘定科目のどれかで処理します。

「**寄付金**」になるケースは、協賛金の支出や物品、サービスの提供をしても企業名の掲示などの特典を受けない場合、**広告宣伝効果も、交際費の効果もない場合**です。法人には寄付金の限度額があるので全額が損金にならない場合があり、**個人事業では経費となりません**。

「**交際費**」になるケースは、**イベントなどの主催者が取引先で、今後の取引の円滑化を目的とした支出は、法人も個人も交際費の経費になります**。

「**広告宣伝費**」になるケースは、**不特定多数に対し宣伝される場合です**。祭のうちわやパンフレット、ホームページなどで**企業名が掲載される、大会の際に企業名や商品名がアナウンスされる、張り出される等の場合は、法人も個人も経費になります**。

さて消費税の取り扱いは、その支出に**対価性**があるか無いかで判断されます。会社が、何の見返りも受けずに、単に地域への貢献を目的として協賛金を支払った「**寄付金**」は、その支出に**対価性が無く課税対象外**となり、消費税の仕入税額控除はできません。**会社が、自社の取引先に協賛金を支払う場合の「交際費」も同じく課税対象外とされます**。会社が、自社の**広告宣伝を目的として協賛金を支払った場合などの「広告宣伝費」は、その支出に**対価性**があり課税仕入れとなります**。